

別紙標準様式（第7条関係） 会議録（要録）

会議の名称	第7回児童の放課後対策審議会
開催日時	平成30年10月30日（火） 13時00分から14時32分まで
開催場所	枚方市市民会館 第5集会室
出席者	委員：荒木委員、植田委員、大西委員、椋山委員、後閑委員、代田委員、蔦田委員、中口委員、横山委員 事務局：浄内社会教育部長、新内社会教育部次長兼社会教育課長、前村放課後子ども課長、木村社会教育課課長代理、北田放課後子ども課課長代理、宮澤社会教育課係員、奥野社会教育課係員
欠席者	委員：遠藤委員、藤原委員
案件名	1. 放課後子ども教室モデル事業について 2. 児童の放課後対策に関する基本計画について
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 放課後子ども教室モデル事業について ・資料2 児童の放課後対策に関する基本計画について（項目） ・参考資料1 放課後子ども教室モデル事業実施校別利用登録者数 ・参考資料2 体験活動等の教室に関するアンケート結果 ・参考資料3 子ども教室体験イベントチラシ（児童用） ・参考資料4 蹉跎小子ども教室だより 11月号 ・参考資料5 放課後子ども教室モデル事業の実施場所について ・参考資料6 緊急時対応マニュアル ・参考資料7 放課後子ども教室モデル事業モニタリングシート ・参考資料8 「〇〇小子ども教室」利用者アンケート（児童用） ・参考資料9 「〇〇小子ども教室」利用者アンケート（保護者用） ・参考資料10 放課後子ども教室モデル事業において、検証を行うべき内容について ・参考資料11 「留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査」自由意見について ・参考資料12 新・放課後子ども総合プラン ・参考資料13 今後のスケジュールについて（案）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室モデル事業について、委員の承認を得た。 ・児童の放課後対策に関する基本計画について、委員の承認を得た。 ・児童の放課後対策に関する基本計画の名称を、「児童の放課後を豊かにする基本計画」に変更することについて、委員の承認を得た。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表

傍聴者の数	1人
所管部署（事務局）	社会教育部 社会教育課・放課後子ども課

審 議 内 容

大西会長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから第7回児童の放課後対策審議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様には、公私ご多用のところをご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>では、早速ですが、事務局より委員の出席状況について報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の出席状況といたしましては、委員 11 人のうち、出席委員 9 人となっております、枚方市附属機関条例第 5 条第 2 項により、会議が成立していることを報告させていただきます。</p>
大西会長	<p>ありがとうございます。報告のとおり、定足数に達していますので、会議のほうを始めたいと思います。</p> <p>会議の前に、傍聴者への資料配付について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第 3 条に基づき、本会議は公開となっております。なお、平成 30 年 4 月に枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程の改正が行われ、審議会の配付資料は傍聴者の閲覧に供するか、または配付するよう努めることになりました。今回の会議は非公開情報が含まれていないと考えられますが、資料の取り扱いに関して、傍聴者に配付するということがよろしいでしょうか。会長からご確認をとっていただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
大西会長	<p>ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、第7回児童の放課後対策審議会の資料の取り扱いは、傍聴者に配付するということがよろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">（「はい」の声あり）</p>
大西会長	<p>ありがとうございます。それでは、配付するということに決定します。</p> <p>事務局、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>
大西会長	<p>事務局のほうから、委員の皆様には報告したいことがあるということで伺いしておりますので、お願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>改めまして、社会教育部長の浄内と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告でございますが、社会教育課長でございました奥野美佳が、8 月末に一身上の都合により退職をさせていただきました。9 月から社会教育部次長の新内が社会教育課長を兼務することとなりましたので、ご報告させていただきます。</p>

事務局	<p>それでは、本人より一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>9月1日付で社会教育課長になりました、新内です。よろしくお願いいたします。</p> <p>前課長の退職に伴いまして、社会教育部次長との兼務辞令を拝命いたしました。今後ともお力添えいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
大西会長	<p>ありがとうございます。今後とも、どうかよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。</p> <p>それでは、議案1「放課後子ども教室モデル事業について」、事務局のほうから説明をお願いいたします。</p> <p>まず、資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日の資料でございますが、「次第」に続きまして、資料1「放課後子ども教室モデル事業について」、資料2「児童の放課後対策に関する基本計画について（項目）」、参考資料1「放課後子ども教室モデル事業実施校別利用登録者数」、参考資料2「体験活動等の教室に関するアンケート結果」、参考資料3「子ども教室体験イベントチラシ（児童用）」、参考資料4「蹉跎小子ども教室だより 11月号」、参考資料5「放課後子ども教室モデル事業の実施場所について」、参考資料6「緊急時対応マニュアル」、参考資料7「放課後子ども教室モデル事業モニタリングシート」、参考資料8「『〇〇小子ども教室』利用者アンケート（児童用）」、参考資料9「『〇〇小子ども教室』利用者アンケート（保護者用）」、参考資料10「放課後子ども教室モデル事業において、検証を行うべき内容について」、参考資料11「『留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査』自由意見について」、参考資料12「新・放課後子ども総合プラン」、参考資料13「今後のスケジュールについて（案）」となっております。以上でございますが、過不足ございませんでしょうか。</p> <p>では、報告1「放課後子ども教室モデル事業について」、説明させていただきます。資料1「放課後子ども教室モデル事業について」をご覧ください。</p> <p>「1. 実施時期の変更」について、既に、委員の皆様にはお知らせいたしました。平成30年6月18日から事業を開始する予定で進めてまいりました放課後子ども教室モデル事業ですが、大阪北部地震の影響により、第1クールを10月1日から11月17日まで、第2クールを11月19日から平成31年の2月16日までに変更いたしました。地震の直後は建物に被害があった学校があり、通学路の安全確認など、児童の安全確保が行われており、さらにその後、西日本豪雨や台風の影響もあり、学校が安定した状況となるまでに時間がかかりました。</p>

次に、参考資料1「放課後子ども教室モデル事業実施校別利用登録者数」をご覧ください。10月24日現在の登録状況ですが、学校によって違いがありますけれども、23.4%から、多い学校で53.5%、全体として33.0%の登録率になっています。登録者数のうち、留守家庭児童会室の入室児童数は36.0%となっています。

また、資料1に戻ります。「2. 実施時期変更による影響と対応について」、「①放課後子ども教室モデル事業の検証」について、事業が2月まで延長することになり、他の事業への影響や検証も延期になりました。当初、平成30年度内に児童の放課後対策に関する基本計画を策定する予定でしたが、放課後子ども教室モデル事業の延期により困難となったため、計画策定も平成31年度に延期することとします。

「②夏休み期間の検証」について、10月開始となり、夏休み期間に実施ができなかったことから、学校休業中の放課後子ども教室モデル事業実施による他の事業への影響を把握するため、冬休み期間に実施することとします。

「③学校施設使用に係る調整及び熱中症の回避」について、実施期間を変更する中で、学校施設使用に関する調整については、災害の発生による影響が大きかったことや、熱中症リスクを回避できました。

「3. 事業の開始について」ですが、10月から放課後子ども教室モデル事業を開始することになっていましたが、10月14日に開催された小学生陸上競技大会の練習が、校庭や体育館で行われていたため、放課後子ども教室モデル事業においては学校施設の利用が困難な状況でした。そこで、各校2日間、体験イベントを実施し、実質的な開始に先立ち、子ども教室の周知を図り、その上で10月15日から週4日の開催が決まったところです。

なお、体験イベントの参加状況としましては、学校により33.0%から46.2%で、全体としましては登録児童の38.6%の参加となりました。内容としましては、疑似的に地震を発生させることで、砂から水が浮いてきて、上の建物が傾くという液状化の仕組みと、災害時に身の安全を守ることが大切だということを学ぶ内容でした。体験イベントで問題となったのは、出席カードを持ってこなかった、または持ってきてはいたが、サインがない、さらに、子ども教室への登録がないのに来てしまった児童がいたことから、保護者に出欠確認するための時間がかかり、受付が滞ってしまいました。また、子ども教室の終了予定時間よりも早く帰る児童の把握が困難であった、留守家庭児童会室に保護者が子ども教室の参加を伝えていなかったため、留守家庭児童会室支援員から確認が入ったり、子ども教室の階下での授業が行われていた教室では騒がしい状況であったり、保護者からの電話が事業者の本部に転送されてしまった、出席カードの名前の確認が不十分で違う子どもに出席カードを渡してしまったなど、細かなトラブルがありました。今後の対応で、

改善を図ってまいります。

10月後半以降の実施につきましては、11月17日に小学生駅伝競走大会が予定されており、この練習も校庭で行われます。練習で校庭や体育館を使用しない場合には子ども教室で使えるように、学校と調整をしているところでございます。参考資料2に関しましては、体験活動教室について、どのようなものを希望されますかというアンケートを、児童と保護者に行った結果でございます。

参考資料3が、体験イベントとして行った「液状化ってなに・・・？」についての開催チラシでございます。

参考資料4が、来月からの「蹉跎小 子ども教室だより 11月号」の内容でございます。このような内容で、保護者にお伝えをしていくということでございます。

それから、参考資料5、こちらは子ども教室の様子と、指定専用室の簡単な説明となっております。樟葉北小学校の様子も載っております。後ほどご覧いただきますよう、お願いいたします。

資料1に戻っていただきます。「4. 枚方市放課後子ども教室モデル事業 第三者による検証について」、放課後子ども教室モデル事業の実績等について、より客観的な立場から意見を伺えればと、本審議会からの提案として、他の有識者に意見を伺うことを考えています。事業者による自己評価を基礎として、第三者からの意見を聴取し、サービスの質を検証するというものです。実施者としましては、子ども・子育ての専門分野の学識経験者から個別に意見をお伺いすることを考えています。

「5. 緊急時対応マニュアルについて」ですが、参考資料6をご覧ください。これは、既に本審議会でお示したものでございますが、一部修正と、放課後子ども教室モデル事業受託事業者の名前を追加して作成したものです。けがや事故、及び地震発生時の突発的な対応について記載しておりますが、台風や豪雨などへの対応は、学校が定めた教育計画に沿って対応することを基本としています。

「6. 放課後子ども教室モデル事業 事業者による自己評価及び利用者アンケート」について、こちらは、参考資料7をご覧くださいませでしょうか。まず、事業者による自己評価ですが、放課後子ども教室モデル事業の受託事業者に対して、仕様に沿って適切に業務が行えているかを評価するための自己評価表を作成しました。15項目について、各項目に3段階で評価をして、コメントを記載するというものです。評価の基準は、Aは「達成」、Bは「一部未達成」、Cは「未達成」というようにしています。

次に、利用者アンケートです。参考資料8と9でございます。子ども教室を利用している児童及び保護者に対して、利用している理由や満足度をアンケート調査するものです。

参考資料10「放課後子ども教室モデル事業で検証を行うべき内容に

ついて」をご覧ください。「項目1 事業の実施に向けた整理すべき課題への対応と結果」、「項目2 事業の実績と既存の放課後等の事業の状況把握について」、「項目3 利用者の満足度や学校の教育活動への影響について」それぞれ検証を行います。次回の審議会には、第1クールの検証を行うため、実施状況等をもとにご意見をいただくということを考えております。

自己評価表や利用者アンケートなど、検証についてお気づきの点がございましたら、ご意見をお願いいたします。

「放課後子ども教室モデル事業について」の説明は以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

放課後子ども教室モデル事業の体験イベントが終わって、通常の実施となっていると思いますが、様子はどうでしょうか。

事務局 校庭や体育館も使って遊べるようになったので、サッカーボールやドッジボールを使って広い校庭で遊んだり、専用室で宿題をやったり、ブロック、それから塗り絵など、子どもたちは思い思いの遊びを選んでいました。校庭では見守り範囲が広いため、スタッフが校庭をめぐって見守りを行っていました。

体験イベントの参加率が38.0%でしたので、今後も参加率を注視していきたいと考えています。

先ほどもご説明いたしましたが、体験イベントを実施することにより、学校施設の確保に細かな調整が必要であるということがわかりました。

大西会長 ありがとうございます。

では、委員の皆様からご意見、ご質問をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

代田委員 よろしいでしょうか。代田盛一郎でございます。

参考資料1の利用登録数について、見解といいましょうか、どのような問題があるのかなということで、見識をお聞きしたいです。利用登録者数が、小学校によってかなりの差がある、山田小学校でいうと5割以上の方が登録をされていますけれども、低いところでいったら3割を切っていると思うんですが、それについて、何か事由でありますとか、要因になるものがありますでしょうか。教えていただけたらありがたいです。

事務局 一点、山田小学校ですけれども、学校の校庭開放事業というのがありまして、一度、帰宅してから学校の校庭で遊んでもいいよという事業が、週1回ぐらい行われていたのですけれども、山田小学校の場合は、この放課後子ども教室モデル事業が行われる間については、学校の校庭開放事業は実施しないということにして、放課後子ども教室モデル事業の1本でいくということになりましたので、そういう意味でもこちらに

子どもたちが集ったというか、選んでくれたというのが、特に山田小学校の登録者数の高い率の要因としては、一点考えられると思います。

あとの小学校については、校庭開放事業をそのまま継続することになっているので、放課後子ども教室モデル事業を選ばなくても校庭で遊ぶことができるという事業が、学校の取り組みとして残っているためと考えられます。

大西会長
中口委員

ありがとうございます。ほか、いかがでしょう。

この実施期間の変更イメージ図と、資料1を見ていますが、当初、6月18日からということで実施を予定されていたと思うのですが、地震に始まって、大雨、台風災害ということで、実施が遅れたことは仕方がないと思っているのですけれども、この下の変更後のところで、10月1日から第1クールが始まったということですね。ですので、この前も言っていましたように、夏休みとか冬休みとか、三季休業中の部分では今まで実施されていないので、やっぱりその辺をきちっと検証していかないとならば問題もあるし、そのすみ分け方についても、それとやっぱり、夏休みとか、休みの期間になると、お母さんとかお父さんが心配な部分があって、そのときだけやるという部分が出てくると思うんです。その辺はきちっと検証しておかないと、今後、また実施していく上で何か支障が出てはいけないので、その辺はどういうお考えをお持ちですか。

事務局

当初、夏休みの実施ができなかったのも、それを結果として、三季休業中の冬休みにやろうというようには考えていたんです。資料1にも記載していますが。今、中口委員がおっしゃったように、確かに夏休みの期間というのは、長期休業中の子どもたちの様子というのがわからなくて、冬休みだけではちょっとしんどいかなというのは、事務局としても考えております。実際、この冬休みにやろうと思っていましたが、結局、実質2日ぐらいしかとれませんでした。できたら、来年の夏休みにできたらなというように、事務局としては考えています。

中口委員
大西会長
椋山委員

2日ぐらいだったら、少し不安が残るのではないかなと思います。

いかがでしょう。委員の皆さんは。

質問ですけれども、先ほど、山田小学校のところで、校庭開放事業とのかかわりについてご報告があったと思うんですが、山田小学校以外は、校庭開放事業を実施しながら、放課後子ども教室モデル事業も実施しておられるということですのでけれども、この事業をやりながら校庭開放事業も実施している、同時に実施しておられるということですか。

事務局

そうですね。津田小学校とかは、もともと校庭開放事業を実施されているのですけれども、時間が4時までで、子ども教室と若干、時間が異なっていますが、もともとやられていたというのはあります。ただ、今、見ますと、津田小学校の率が23.4%ということで、校庭開放事業を実施していたわりにはちょっと低いので、その辺については事務局と

梶山委員	<p>しても原因を追究しないといけないかなと思っているのですけれども。</p> <p>子ども教室の運動場の使用と、校庭開放事業が並行して行われているわけですか、同じ時間帯に。</p>
事務局	<p>そうですね。ただ、子ども教室の子どもたちは、目印としてリングをしているということがあるのですけれども、津田小学校は同時にやっているんですね。</p>
事務局	<p>はい。校長先生のお考えとして、子ども教室に入ることではなくて、入らなくても活動するという、そういう選択もあっていいんじゃないかというお考えがありまして、そのまま、校庭開放事業は継続するという判断のままで、恐らく週4日やっている放課後子ども教室モデル事業と同じ時間帯に、校庭開放事業が行われているということは考えられるのですけれども。</p>
梶山委員	<p>子どもたちは、混じって遊んでいることもあるということですね。</p>
大西会長	<p>いかがでしょうか。ほかの委員の皆様。</p>
中口委員	<p>混じって遊んでいるということは、逆に責任の度合いというか、どこになってくるのかというのは。</p>
事務局	<p>子どもたちはあんまり意識していなくて、子ども教室に入っているとか、入っていないとかは関係なく、校庭で留守家庭児童会室の子どもたちとも一緒に遊んでいることもあるので、恐らくあまり、そんなに意識していないと思います。</p>
荒木委員	<p>でも、当初の目的が、子どもたち、家に帰った子どもと、留守家庭児童会室の子どもの交流の場にするというのが、当初の目的ではあるけれども、責任の所在という言い方はあれかもしれないですけど、もし、校庭開放事業で遊びに来た子がけがをしました、誰が見ますかといった場合に、この管理者の方が見るのか、どうなのか。一緒に遊んでいたときに、「いや、うち違いますんで、見ませんわ」というわけには、多分いかないと思うので。</p>
事務局	<p>そうですね。確かに保険はみんなそれぞれ違いますが、一緒に遊んでいて、けがをしてしまったら、「この子は留守家庭児童会室の子どもだから、私は知らんわ」ということにはならないので。大人として、けがをしている子どもを目の前にしたら、放っておけませんので、結局、原因というのは、原因者は誰かというのは、後からの問題になってくるとは思うんですけど、その場というのは、子どもの安全を第一に考えてまいります。</p>
荒木委員	<p>実態の人数はわかっていないということですね。校庭開放事業の子たちも来ているということは、実態、登録者数としてはここにデータとして出ていますが。</p>
事務局	<p>そうですね。そのデータを調べさせていただきます。</p>
荒木委員	<p>当日の利用者数も、多分出ているとは思いますが、実態はもしかしたら、校庭開放事業に参加している子どもの人数の方が、どさっと来</p>

ているかもしれないので。

横山委員

お隣の学校なので、校長先生から今までの状況は聞いたことがあるのですが、普通、ほかの学校でしたら、地元ですけれども、一旦帰ってから遊びに来なさいという形で、校庭開放事業を実施しているんですけれども、多分、津田小学校さんは、帰らなくても遊んで帰ってもいいという形での校庭開放事業をずっと実施されているので、ほぼ、今やっておられる事業と同じような形で、遊んで帰っていることになっているんじゃないかな。子どもたちは、だから、一緒の時間にやっておられるということであれば、普通に今までどおり、校庭開放事業で遊んで帰っていた子どもたちと同じような形で、終わる時間が違うだけで、そうなっているんじゃないかなというふうに思います。

荒木委員

登録するか、登録しないかというところですよ。津田小学校の保護者さんを知っていて、実際に事業が始まっているので、どうですかと聞いたら、子どもさんはすごい体験イベントが楽しかったと、入りたいという話をしていて、でも、その子は留守家庭児童会室にも入っているので、まだ現状では入れていないと。そのお母さんは、現状では入れていないけれども、実際、16時半ぐらいまで見てくれるのであったら、子ども教室に行こうかなという、待機のような状態を、今、とっておられます。それが、多分、津田小学校は人数が多いので、お母さん伝いに、こういうことだからというように、登録者人数が突然どっと増えるパターンも、もしかしたらあるのかなと思います。校庭開放事業に参加している子どもの分も含めて。

横山委員

質問なんですけど、ちょっと教えてほしいんですが、校長によって、校庭開放事業の実施方法というのは変えられるということですか。枚方市内で一律ではないのですか。

事務局

一応、学校長が権限を持っておりますので、それぞれの学校で、校長の考えで校庭開放事業を実施してたりはしています。

横山委員

もし年度がかわったら、そのときの校長先生もかわられるじゃないですか。何年サイクルというのは、ちょっとよくわかりませんが。そのたびに、実施方法が変わるということもあり得るということですね。

事務局

そうですね。それはちょっと確認していかないといけない部分ですけれども。

横山委員

何かちょっと、不安かなと思って、聞いてみました。

代田委員

検証事項の内容に、ちょっと踏み込んだ話になるかもしれないんですけども、子ども教室と校庭開放事業を同時に実施するという事で考えると、同時に異なる事業を実施するメリットが、もう一つ見えなくなってしまったのではないかなと思うのが感想です。むしろ、校庭開放事業という既存の、子どもたちを対象とした事業がもし充実をするならば、もう既に子ども教室が目的とするべきところというのは、満たされるのではないかと。かえって、そこに登録や安全の担保の問題とか、保

険手続の問題を入れることによって、かえって煩雑化してしまう可能性というのが、ちょっと検証すべき内容としてはあがってくるのではないかなというように思いました。ちょっと意見としてあげておきます。

事務局

ありがとうございます。

大西会長

そうですね。今回、我々の会議の中でずっと話に出てきていることというのは、既存事業との関係をきちっとしていこうということで、既存の、いわゆるいろんな事業を乗っ取っていくような形ではなくて、共存というよりはうまくこと実施していく、今ある既存の事業ができていない部分を、こちら側の子ども教室が担保していくような形で、うまく関係をつくっていったって、いつも言っていますけど、子どもにとって平等な状況をつくっていかうということを行っていますので、校長先生のお考えもいろいろあると思うんですけども、両方やられるところもあってもいいかなとは思いますが、そうなってくると子ども教室、こちらのほうの教室も少し形を、同じような形で平等化するのではなくて、形を変えたあり方というのにも考えないといけないですよ。

代田委員がおっしゃったことは、そういうことだと思うんですけども、そういったところがどうなのかというのは、少し検証する必要があるかなとは思いますが。

ほか、いかがでしょうか。

代田委員

少し、角度が違う質問をさせていただきたいんですけど。

参考資料4に、「蹉跎小 子ども教室だより」というのがあって、月間というのか、月の予定とかも非常にわかりやすいような形で見られるなと思っています。少し、この表の読み方を教えていただきたいんですけども、時間割とかカレンダーがあって、専用室、校庭の、これは事業実施時間だと思っております。子ども教室がない日は、「おやすみ」と記載されている。19日スタートで、そこには活動内容が黒の白抜きで記載されているのですが、これはどういうふうに展開されるのでしょうか。15時半より行いますということですが、これは、どなたかが主導で遊びを提供されるということですか。

事務局

ここから第2クールに入っております。通常専用室での遊びに加えて、体験活動等の教室の位置づけとして、ハンカチ落としとか、大縄跳びとか、工作教室とかを行いますというように書いていますので、ハンカチ落としに参加したいなと思う子は、校庭でやりますのでということで、校庭でやる場合は15時15分から、何もせずに校庭を、普通にサッカーなどしたりする子は15分から遊べるけれども、ハンカチ落としは時間を決めて、15時半からやりますよというふうに、このプログラムに関しては持ち時間が固定で決まっているということになっているということです。

代田委員

15時30分から、この体験教室型の遊びが展開されて、終了は16時30分ですか。この遊びを提供される方というのは、どなたがされるの

事務局	<p>でしょうか。</p> <p>教室指導員という方が行います。通常のスタッフが4人なんですけれども、これに加えて、この遊びを主導していただける方を、事業者の方が配置するという事になっています。</p>
代田委員 事務局	<p>資格要件等というのは、 設けておりません。</p>
代田委員	<p>特になしですか。放課後子ども教室モデル事業の事業者が選定するという事。わかりました。ありがとうございます。</p> <p>1時間、「ハンカチ落とし」はなかなか長いですね。「だるまさんがころんだ」が1時間というのも長いなと思いつつ、ちょっと一緒に見えてたんですが。</p>
葛田委員 事務局	<p>専門的な役割というか、どんな方がこの遊びを行うんですか。</p> <p>こちら、受けていただいている事業者が、学習教室の事業をされている方なので、そういった子どもたちに、普段、接しながら、勉強を教えたりしていらっしゃる方がやっていくというふうには聞いていますが、実際に行われる方が、遊びのどのような指導をされるのかというのは、実際に見に行き、確認したいと思っています。普段から子どもたちとは接している方なので、その辺の距離感というのは、多分、持っていると思います。</p>
葛田委員	<p>話がそれるかもしれないんですけど、よろしいでしょうか。</p> <p>こういった事業を行うときに、例えば民間に委託する場合、委託先が学習支援を通して子どもを見ているから、子ども教室も大丈夫だろうとの見方というのを私たちはするんですけども、学習支援をやっている団体というのは、子どもをそこに座らせて学習を、勉強を見ることが多いのですが、この場合一定の支配関係がありますよね。指示・指導する側とされる側の関係性です。この場合指導は入りやすいんですが、しかし、遊びとなると、遊びのプロという言い方がいいかわからないけれども、子どもを集団で見て遊ばせることにたけていないと事故が起こります。子どもを遊ばせることは一定の技術を必要とします。</p> <p>「学習支援をしている、僕たち、私たちは年間何百人もの子どもを見えています、だから大丈夫です」と言うけど、こと遊びに関してはできない場合が多い。子どもの集団をつくって遊ばせるということには技術がいるということ、私たちは認識しておかないと、学習支援やっているから、子どもを見ることができるとするのは、私は、間違いではないかと思っています。</p>
大西会長	<p>通常ですと、レクリエーションインストラクターとか、レクリエーションワーカーとか、そういったような有資格者がやっていたり、それから社会教育主事を持っていて、そういうキャンプとか、そういう指導をされている方がやると、結構いけるようなことになると思うんですけども、学習塾がそこまで考えているかどうかは、ちょっとわからない</p>

ですね。

荒木委員
大西会長
事務局

トライグループには実績があるのですか。

あるみたいです。

トライグループはそうですね。実績はあるんですけど、どちらかというと、学習のほうに力を入れているので。ただ、実績は確かに、どこかの市で実施してしていたのですが。

事務局
事務局
蔦田委員
代田委員

浦安市。

浦安市、そういうのは、あるのはあるんですけども。

その辺はぜひ、代田委員のお力をおかりして。

1つは、例えば、体育の授業等で、決められた時間でカリキュラムがあって、そこに参加する子どもたちも、例えば何年何組の子どもたちという固定をしていて、前後の教師と児童との継続的な関係が成立するということがありますね。

これは遊びということになりますし、そもそも登録はしているけれども、当日、来るか来ないかというのが、児童館の形態としては、いわゆる自由来館制になっていますので、非常に、そのときのメンバーを予測して、展開を先生のほうが、教育課程の計画を立てるわけにはいきませんので、非常にその場、その場での適切な対応と、子どもたちから噴き出してくるようなものを受けとめながら遊びを展開していく観点でいくと、独特の専門性が求められますので、浦安市での実績というのは、何に基づいてという、どういう判断なのかということも、ちょっと、私は勉強不足だったんですけども、非常に、特に遊びということに限っていうと、やるか、やらないか、どんなふうに展開をしてくのかということまで、一定、子どもたちの自主性とその提起を飲み込んで次の展開というのを考えますので、ハンカチ落としという遊びをレクチャーするだけなら構わないんですけど、一緒に楽しんで遊ぶとなると、かなり高度な専門性を求められるんじゃないか。

それを、恐らく、例えば、留守家庭児童会室の先生方であったり、校庭開放事業等で子どもたちと関わってこられた方や、地域の子どもの遊びを支援されてきた方というのは、磨いてこられたと思うんです。ただ、それも含めて既存の地域のマンパワーという財産として活用していかないと、これ、全くもったいないことだなというように思いました。ちょっと印象論も含めてなんですけど、すみません、ちょっと発言させていただきました。

植田委員

ちょっと1つ。ちょうどいい具合に、ここに工作教室が書いているんですけど、これ、材料も道具も、当日に子どもたちが持参してくるということですので、もう学校へ持ってきているわけですね、その子どもたちだけが。だから、牛乳パック、はさみ、学年によるだろうけど、1年生あたりはかなり使いにくいんじゃないかなというように思います。これは実際、もうここではやっているから、実施される人はそれぞれ、

今、出ているように、専門的な方だと思うのですが、やっぱり子どもって、今、話に出ているのでずっと考えるとほんとうに、組織されていない子どもに何かさせる、そのときにちょっと怖いなという感想は今、持ちました。

土曜日、ある会場でお手玉をやらしていました。参加者 19 人、大人が 12 人ほどいましたが、そんな中で子どもたちにやらせるのですが、慣れていない人がやると、子どもたちはむちゃくちゃです。ただ、順番どおり、うまくこうやって、順番どおり練習しながらやっていると、さすがに、すごくそこら辺は専門性のある方とない方の差というのを、この間、痛感しましたので、ここに来られている方は、そこら辺は大丈夫だと思うんですけども、1回、これは見てみたらおもしろいのと違うかなというのが、これを見させてもらった感想です。

大西会長
代田委員

ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

蹉跎小学校の活動時間のところなんですけれども、これ、恐らくもう 11 月中旬の第 2 クールに入っているということですので、留守家庭児童会室の事業のほうも同時並行という形になりますけれども、そこの関係でいうと、こちらのプログラムのほうに参加して、また留守家庭児童会室のほうに帰っていくというようなモデルをイメージしておけばいいのでしょうか。専用室や校庭の利用のところ、例えば、子ども教室をやっているその時間帯、校庭では、留守家庭児童会室の子は遊んではいけないというようなことがあるのでしょうか。

事務局

一応、校庭の時間というのは、別に留守家庭児童会室と厳格に分けているわけではないです。ただ、一緒に遊んでいるところ、実際に私は、あんまり見たことはないんですけども、分けていないので、多分一緒に遊ぶことはあるとは思いますが。実際、子ども教室に行って、そのまま留守家庭児童会室に行く子もいれば、子ども教室に入らずに、いきなり留守家庭児童会室に行く子もいますので、その辺でちょっと一緒に遊ぶことは、想定としては、私の中ではあるんですけど、実際、私は見たことはないんですけど。

事務局

実際、留守家庭児童会室の外遊びの時間帯が、大体 16 時ぐらいから始まります。子ども教室が 16 時半までですので、30 分間ぐらいは同じ校庭で遊ぶ時間帯、交わる時間帯はあるということです。

大西会長
蔦田委員

ほか、何かご意見はございますか。

お友達と一緒に仲よく遊んでという件も出ていますけれども、何かあったときの避難誘導というのは、いつ話に出ていましたか。子どもたちがごっちゃになっているんですよ、留守家庭児童会室の子が校庭で遊んでいる場合。それを、例えば避難しなければいけない地震があったとか、避難させなければいけないときというのは、これは、何かマニュアルがありましたか。

事務局

こちらの緊急時マニュアルというのがありまして、子ども教室の場合

は、1か所に子どもたちがいるのではなく、校庭にもいれば、指定専用室にもいるし、場合によったら、違う教室にもいたりすると。必ずそこには1人の見守りをするスタッフがいるようにはしていますので、そちらのスタッフが連絡を取り合って、避難場所に移動すると。学校で避難場所がそれぞれ決まっていますので、例えば、中庭に集合しなさいとかというのが。それに従って、スタッフが誘導するというようにしております。もちろん、時間帯によったら、学校の先生方もおられる場合がありますので、学校と協力をして避難活動を行うというふうになると思います。

植田委員 そのときって、当然グラウンドの中でごちゃ混ぜになっているときに、地震で揺れた、この子ども教室の子どもたちは、そうやって、そこへわっと来る、校庭開放事業に来ている子らもわからないから一緒に来た、その場合、一緒に対応はしていただけるんですよ。

事務局 一緒に対応しないといけないと思います。

荒木委員 でも連絡先を登録している子は知っているけど、校庭開放事業の子らは先生らに頼らないとだめ。

植田委員 それは、集まってからの話で、そこから学校へ連絡して、学校のほうから連絡をとってもらうことになりますよね。

事務局 留守家庭児童会室の子は、留守家庭児童会室に連絡先がありますし、子ども教室は子ども教室で連絡先があるんですけども、単なる校庭開放については、学校のほうで把握されているのでしょうか。

椋山委員 そうです。多分、ほんとうの緊急時は学校のほうで連絡をとらないといけないと思う、そこにいる子については。ただ、地震とかではなくて、ちょっとけがをしたとか、そういう子に関しては、原則として、絶対していないということは全くないんですけども、校庭開放事業を実施するときに保護者の方に、これだけはご了承願いますということで、これは学校の行き帰りでもないし、学校の教育課程でもないの、スポーツ振興センターのけがの対応はできません、学校の教育課程ではないので、基本的には、これはおうちの方の責任で、校庭開放事業へ参加していただくことをお願いしているんです。公園とかで遊ぶのと同じ延長で、学校を公園の代わりに開放しますよということなので、それにまずご了承いただいて、校庭開放事業を実施しているんです。ただ、実際に地震があったときとか、子どもが遊んで、ブランコで落ちてけがをしたというのを職員室から教員が見ていて、何もしないということは実際、それはないので、そのときには保護者に連絡をするなり、救急車を呼ぶなりということもしますし、ちょっとけがをしたから見てくれと保健室に来たときには、けがを見たりするということはしています。ただ、けがについてはおうちのほうで責任を持ってくださいということで、お願いをしています。

代田委員 マニュアルについてですけども、放課後児童支援員の認定資格研修

で、いわゆる留守家庭児童会室の職員さんが受けている資格研修なんですけれども、その中でもやっぱり、子どもの安全対策や緊急時対応というのは必ず教科書に入っていて、必修になっているんですけど、そこでは大体、緊急時の対応というのは3種ぐらいの業務が発生して、当事者の事故そのものへの対応と、その周辺にいてる子どもたちへの対応、動揺します。それで、関係諸機関や必要な手当て、連絡を調整したり、例えば緊急車両を手配したりという、最低でも3つの業務が同時に発生するというので、教授すると思うんですけども、このいただいたマニュアルは、放課後子ども教室モデル事業の、モデル事業内部での緊急時対応ですので、例えば、最初の冒頭に、けが人が発生したときは応急手当てを実施すると同時に、他のスタッフに連絡を行ってください。つまり、ここでもう既に、複数配置が前提のマニュアルになっているんですが、例えば、その日、同日で実施されている子ども教室に参加しているわけではないが、その場にいる子どもたちが、目の前で起こったときに、これまでの議論で言うと、その子が子ども教室の子であるかどうかを確認しなさいなどということは、ここに入れるわけにはいけないわけです。子ども教室の子どもの場合は応急手当てをしてください、それ以外はそのところに伝えてくださいということではできないわけですから、それこそ、その日、同日に使っている各種の事業であったり、それを統括もしくは本部的な役割を担うところに、どこか、合同という言い方がふさわしいのか、それこそ連携という言い方がいいのかなと思うのですが、その日、そのとき、そこにいてる子どもたちの緊急時の対応や安全対策については、連携の形をほかの事業とも想定して、マニュアルというのは作成されるべきじゃないかなというふうに。その後、今、委員がおっしゃったように、けがへの対応や、一次責任、二次責任や保険の適用については、制度に乗っかってやられる部分ですけども、ちょっと、そのあたり、事業の枠組みを超えた形での連携というのがないと、子どもの安全というのは確保しにくいかなというふうに懸念されますので、発言しました。

大西会長
事務局
大西会長

その辺をちょっと検討していただいて。

そうですね。ちょっと検討させていただきます。

よろしゅうございますか、そのほか質問はありませんか。

なければ、案件1「放課後子ども教室モデル事業について」ですが、事務局から報告を受けたということで、本審議会で説明を受けたということで、承認をするということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長

ありがとうございます。

それでは、次の案件ということになりますが、議案2「児童の放課後

対策に関する基本計画について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

では、資料2をご覧ください。議案2「児童の放課後対策に関する基本計画について」、ご説明いたします。

児童の放課後対策に関する基本計画に記載する内容です。「1. 計画の趣旨」としまして、国が作成した放課後子ども総合プランの内容を踏まえ、本計画を策定するものです。

「2. 計画の位置付けと策定の期間」につきましては、放課後子ども総合プランの行動計画としての性格を持ち合わせた基本計画であるとともに、枚方市子ども・子育て支援事業計画の別計画として策定するものです。また、計画期間については、枚方市子ども・子育て支援事業計画の次期計画期間と合わせて、終期を平成36年度とするものです。

「3. 計画の体系」としましては、本審議会の意見を集約し、放課後のあり方についてお示しをいただきました、中間まとめが基礎になっております。基本理念を「子どもの放課後を豊かに」としており、子どもたちにとっての自発的・自主的な諸活動が行われる自由な時空間、放課後の時空間とその機能を改めて子どもたちのものとして再生していくとしています。

「基本的な考え方」として、「(1) 子どもが自発的、自主的な諸活動を行うことができる環境の整備」、その中に「①全ての児童の安全・安心な居場所の確保」と、「②発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境の整備」をあげています。

次に(2)としまして、「子どもが自発性、自主性を発揮することができるような働きかけ」があり、その中に、「①多様なかかわりを行う大人の存在の必要性」、「②子どもの権利を守り、具現化するための大人の連携」をあげています。

次に、ページをめくっていただきまして、「4. 枚方市の現状と課題」は、今までの審議会でお示しをいたしましたアンケート結果や、児童の放課後対策プロジェクトチームからの報告などをもとに記載いたします。①にあります、「留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査結果」について、参考資料11をご覧ください。留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査については、本基本計画を構成する項目になっています。自由意見欄には、保護者からのさまざまな意見の記述があり、昨年度に作成した報告書では、代表的な事例を記載していました。今回いただいた意見の抜粋に、教育委員会の考え方をお示ししています。基本計画のアンケート調査の報告に、教育委員会の考え方をあわせて掲載し、ご意見と市の考え方を公開することによって、保護者への回答とさせていただきます。

主な意見については、留守家庭児童会室の長期休業中だけの入室希望や、土曜日の開室希望などがございましたが、近年、入室を希望する児

童が増えていることや、職員の確保など、最優先とすべき課題について、まず対応していくというふうに説明をしています。また、運営や職員の対応への要望や、その他、施設の改善などについて、保護者の意見を参考に保育に努めるというように回答しています。

あと、現在、行っています放課後子ども教室モデル事業の検証から、課題の抽出を行いたいと考えています。

次に、資料2に戻らせていただきます。「5. 目標事業量及び方策について」、留守家庭児童会室事業の目標事業量ですが、今後の放課後子ども教室モデル事業の検証結果を踏まえ作成する必要がありますので、現段階では具体的な目標事業量をお示しすることはできませんでしたが、量の見込みの考え方をお示ししています。平成31年度の目標事業量の上方修正を行うとともに、近年の好調な雇用情勢を背景に、小学校児童がより減少傾向にある一方で、入室児童は増加していく状況にあります。当面、この傾向が継続するとの予想のもと、一定量を見込む必要があります。

小学生児童に対する留守家庭児童会室児童の在籍率は、これまでの傾向から、1年生から4年生は毎年1%の増、5、6年生は横ばいというように考えまして、平成34年度をピークに減少することが見込まれ、現在の定員総数から見まして、一定の量的確保が充足されています。なお、今後、宅地開発やマンションの分譲等の増加に伴い、留守家庭児童会室児童が増加することが予想されるため、待機児童対策は必要になります。

資料2に、また戻っていただきます。「(2) 放課後自習教室について」でございます。放課後自習教室は、小学校45校と中学校19校で年80回程度実施されていますが、これまでの効果を検証したうえで、見直し・改善が必要な時期にきているというふうに考えております。放課後子ども教室モデル事業の検証結果を踏まえ、1つの学校で実施するうえでより効果的・効率的な取り組みとなるような検討が必要です。

次に、既存の事業との関係性について、放課後自習教室、留守家庭児童会室、枚方子どもいきいき広場が開催されている時期・時間帯において、児童と保護者のニーズをどのように捉え、どのような方向で実施することが望ましいのかを検討する必要があります。既に、放課後子ども教室モデル事業の実施校から、放課後自習教室に参加している子どもが減っているという報告も受けております。また、土曜日には、枚方子どもいきいき広場との調整が必要で、三季休業期には地域団体への施設開放事業との調整が必要となってまいります。三季休業期には家からの登下校が集団登校ではないため、安全の確保には配慮が必要ですし、暑い時期の体調管理面でも注意が必要です。留守家庭児童会室の例では、気温が30度を超えると外では遊べないというのが、夏場のルールになっているようです。

このような実施の条件や、他の既存事業との関係性を踏まえて、放課後子ども教室モデル事業の実施方法について検討することが必要となつてまいります。

先ほど、参考資料 11 の説明で、留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査の意見に、夏休みのみ利用希望の自由意見記述が多くあったことを申し上げましたが、今回、放課後子ども教室モデル事業の実施時期を延期したことにより、夏休みの検証ができず、放課後子ども教室モデル事業を実際に行った際の実績の把握が十分にできませんでした。このことは、課題として認識しているところです。

次に、児童の放課後対策に関する基本計画の名称については、前回の審議会でご意見をいただきましたので、「児童の放課後を豊かにする基本計画」に名称を変更するというので、よろしく願いいたします。今後は、変更した名称を使用いたします。

次に、参考資料 12 をご覧ください。新・放課後子ども総合プランなんですけど、国が平成 26 年 7 月に発出した放課後子ども総合プランでは、平成 31 年までの 5 年間で、待機児童の解消や一体的な放課後児童クラブや、放課後子ども教室の運営について取り組みを進めることとしていたんですけど、平成 31 年度からの 5 年間としまして、平成 30 年の 9 月に、この新しい新・放課後子ども総合プランが策定されて発出されております。

次に、参考資料 13 でございますが、今後のスケジュールについてでございます。子ども教室の実施期間が 2 月まで延期になりました。その間、事業者のモニタリングや、利用者へのアンケートを予定しております。3 月に審議会からの答申を受けて、平成 31 年度にはパブリックコメントを行い、その後、基本計画の策定を予定しております。

「児童の放課後対策に関する基本計画について」の説明は以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。基本計画についての説明で、基本理念とか基本的な考え方は、既にこの審議会を確認をしているところです。今、説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

代田委員 2 ページの量の見込みに関して、留守家庭児童会室の在籍期間中の案なんですけれども、これはあくまで私の 1 つの意見だと思っていたらいいんですけれども、利用実績について、平成 30 年度、つまり今年度 4,706 ということになっております。量の見込みのところ、5 年生、6 年生は横ばいだと言っておられましたが、おおむねこの横ばいという判断でいいのかなと思うんですけど、1 回目の審議会のときにいただいた資料で、29 年度から 5 年生までの受け入れを始めた、そして平成 30 年度で 6 年生までの受け入れを始めたということになっておりますので、これはよその市町村や都道府県でも出ていることなんですけれども、こうやって年次計画的に受け入れの学年の上限を上げていくと、

子どもたちや保護者の中に、ここに通い続けるという具体的なモデルができていくんです。

これは、留守家庭児童会室の内容の質とも非常に密接なかかわりを持っていると思うのですが、例えば5年生、6年生の子どもたちにとって、充実した放課後を過ごす生活の場になっていたり、いろんなことを感じ出す時期になりますので、居場所として留守家庭児童会室が機能し出すと、4年生で終わりだったけど5年生まで行けるんだ、5年生までで終わりだったけど6年生まで行けるんだなということで、ニーズというのが微増していく、もしくは年度によったら、あなたが残るなら私たちも残るわという、友達関係によって続けるか、続けないか、このあたりが非常にはっきりしますので、もしかすると横ばいというか、高学年も比率が高くなり得る可能性もありますので、その場合、もし1.65平米を基準にした定員を設定している場合、いわゆる待機児童が出てくる、そういうことがいろんな市町村で起こっておりまして、見込み調査については非公式ではありますがけれども、例えば市当局がちょっと見込み調査は甘かったですというようなことも、ちょっと漏れ聞こえてきましたので、そのあたりをご参考に発言しておきます。

もう1つは、これは、私は枚方市としてはぜひ堅持していただきたいなと思うことなんですけど、国の新プランのほうでは、いわゆる留守家庭児童会室と全児童を対象とした放課後子ども教室に関しては、一体的というのが第一義なんですけど、枚方市についてはまず連携でということで、1つの事業の中に両方の機能を埋めこんで、事業として一本化、一体化、今まで枚方市の中ではするということになっていませんで、一体化したときに必ずどちらかの事業の質というのは低下していくと、私は考えています。ですから、留守家庭児童対策事業を、全ての子どもを対象とした放課後子ども教室に吸い取っていかうとすると、留守家庭児童会室のほうで充実されていたケアの部分、福祉の部分というのが機能的に落ちていくと考えていますので、国としては一体的で、かなり予算要望もされているようですけれども、ぜひ連携、もしくは独自の、それぞれの事業がそれぞれの役割を果たすということで、子どもの放課後を豊かにする基本計画を進めていただけたらなと、これは最後の要望でありますけれども、発言させていただきます。以上です。

大西会長

ありがとうございます。

どうでしょうか。それに関してでもいいですし、また別のご意見でも構いませんが。

荒木委員

今のご意見に関してなんですけど、保護者側の意見として感じていることは、今、5年生のうちの長男がつい最近、留守家庭児童会室をやめて、今はもう家に1人での状態になったんですけど、その原因というのが、周りの友達がみんなやめていく、家でもいられるかなという状態に本人の成長が伴って、やめようかという話にはなったんです。実際、

やっぱり5年生、6年生を受け入れた段階から見ると、人数は大分減っているかな、やめている子も多いと僕は感じています。先ほども話をしたんですけれども、津田小の保護者の方で、放課後、この子ども教室に入ろうかなと言っている方が一番気にされていたのは、留守家庭児童会室の中でやっていた宿題が、ちゃんとできるかどうかというところが、その保護者さんはすごく気になっていたの、それができるかどうかというところが多分、保護者にとってもネックだし、子どもも多分、16時半まできっちり遊んで、家に帰ってできるかどうか。今まで留守家庭児童会室でやっていた分が、家に帰ってできるかどうかというのが、ちょっと、環境が変わると宿題もきっちり終わらせることができるのかというのが、本人にとってもそうだし、保護者にとってもちょっと負担にはなるのかなと思ったので、もし、この事業の中で、宿題という取り組みをできるのであれば、両方のニーズは賄えるかなという感じはしているんですけど。

事務局

実際、私が見に行った学校によりますと、教室の自由遊びの時間に、子どもたちが自主的に宿題をやっているんです。これはすごいなと思ったんですけど、全ての学校がそうだとは思わないんですけれども、私が見た学校、全員が宿題をしていたので。その後に遊ぶという、そういう生活習慣みたいなのはついている子どもたちもいました。

荒木委員

留守家庭児童会室からそっちに移行してくる子たちは、そういうのが身につけているので、多分一緒になって、その子がメインになって、事業のほうに新規で入ってきた子たちも同じようにやってくれば一番いいのかなと思うんですけど。勝手にそういう環境を構築してくれば、子どもたちの中で、親も手間がかからずお互いのニーズが満たせるかなという。

代田委員

宿題をやる子は、多分どういう環境だってやる。むしろ、自主的な勉強の時間だよと声をかけても、やはり誘惑的なモーメントに負けちゃう子どもたちが増えてきていたり、そういう子どもたちというのは、設定していてもやらないわけですから、これを具体的に例えば、宿題は、と声をかけても、今日はないとか言い出すんです。それで、プリントをくしゃくしゃと、ランドセルの奥でくしゃくしゃになっていたり、家に帰ってから、学校に忘れたとか言うので、そんなことにもなるので、宿題をやるのであれば、宿題をやるように声をかけるということが入っていないと、なかなか難しい。

荒木委員

そうです。だから、留守家庭児童会室は、基本的にやらせるという言い方はおかしいですけど、やる時間をしっかりとって、先生たちもそういうふうに促すという形になっていると思うので、そこがちょっとどうかなというのは思いますけど。ネックにならないければ。

事務局

いい意味でも悪い意味でも、ローカルルールというのができてくるのではないかと思います。とにかく1人の子がこっちに誘導するパターン

が生まれてきて、それが、いい面でも悪い面でもできてくるぐらいのときに、教室として、それをどこまで呼び戻すことが必要なのか、できるのかということも、その辺も検証の1つかなと思ったりしているんです。というのは、基本的にはやはり、いわゆるそういうお部屋なり、体育館なり運動場を使って、子どもの自由な活動の場ですよというのが前提だと思いますので、その辺の中身の振り分けというか、ルールをどうつくっていくかということも、ちょっと検証材料というふうには思っています。

大西会長
荒木委員
大西会長
椀山委員

ありがとうございます。宿題やるのも自由な活動ですから。

保護者にとっては、メリットが大きい。

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

じゃあ1つ。夏休みの検証を今年できなかったということで、来年にされるということなんですけれども、こちらの一番初めのところにも書いてあったように、夏休み、やはり、今年は特に熱中症の心配があったんです。もちろん35度以上になったときに、運動場を使って活動するということはされないと思うんですけれども、私たちもそうだなと思って、学校で、今年水泳教室などをやるときに思ったのは、学校の活動は、水泳教室なり運動場での活動は、もちろん35度以上とか、熱中症指数が31度になったときにはもう絶対やらないですけれども、子どもたちはそこに至るまで行き帰りがあって、結局、うちの学校でも、結構登校に時間がかかる子どもが多いものですから、朝はちょっと温度が低いので来られても、帰る時間、10時半なり、12時とかになると、かなり気温が高くて子どもを安全に帰せないということもありまして、なかなか教室なり、授業そのものはできたとしても、子どもの行き帰りのことを考えると、ちょっと安全面が保証できないなということ、この夏休みには感じました。ですので、事業をやるとなったら、来るも来ないも自由ですよというのは自由なだけけれども、子どもたちの活動時間なり、来る時間なりのことも、どこか考慮に入れておかないといけないのかなという気がします。

事務局

温度の話もありますし、子ども教室自体を実施するときには、温度とかも確認しないとイケないですが、行き帰りですよ。私が個人的に考えているのは、来年の夏にできるかどうかわからないんですけど、やりたいというふうには思っているんです。午前中の時間にやって、昼、暑いじゃないですか。だから、午前中にできたらいいのになというふうには、個人的には思っているんですけど。でも、先生がおっしゃったみたいに、10時とかでも暑いんです。

椀山委員

そうですね。もう、みんな暑かったです。まして、12時とかに子どもを帰らせるということが、もう無理だなと思ったんです、夏休みに。

事務局

難しいですね。その辺も、ちょっと考えないとイケないかなと思っ

ましたが、今年、夏にできなかったというのがあって、子どもの休みのときの状況というのがわからないので、検証として十分ではなかったので、来年もやりたいなというのは、事務局としては考えていけたらなというふうに思います。確かに、行き帰りはちょっと問題ですね。

代田委員 恐らく留守家庭児童会室の子どもに関して言うと、暑いから活動に参加しないで、お部屋の専用室でちょっと休憩ということもできるでしょう。ちょっと違うお話ですけど、放課後児童クラブの運営指針なんか見ていたら、放課後の生活で一番最初に、いろんな放課後の生活がありますよねと書いて、一番最初に休息というのが来ていて、休息や、何々や、何々、第一義的に休息のあり方が出ていたんですけど、何も過ぎさなくても、休息することそのものが留守家庭児童会室の目的、活動内容に含まれているからいいんですが、子ども教室に関して言うと、来て、何もしないということは事業の存在意義そのものがなくなってしまうので、まさにその行き帰りも含めて、条件が整わないときにどうするのかとか、その条件を超えて子どもの安全をどう守るのかとか、ちょっと事前に考えておいたほうがいいかなと思います。ふたをあげたら、結局できませんでしたということにならないかなという懸念があります。

事務局 では、ちょっと今後、委託業者と考えて相談していきます。

大西会長 ありがとうございます。どうでしょう、ほかにご意見ございますか。

アンケートなんか見ますと、夏休みの利用ですけれども、ご希望の保護者がかなり多いというふうに見えているんですけども、その点について少し、このアンケートについての説明を、ちょっとお願いしてもよろしいですか。夏休みの留守家庭児童会室の状況。

事務局 夏休みの留守家庭児童会室の4月から9月までの退室児童数につきましては、385人となっております。うち、8月、9月の退室児童数が233名となっております。ちなみに、4月から7月までの退室児童数は月平均15人となっております。退室児童のうち、4年生から6年生、高学年が占める割合は、約6割となっております。

大西会長 夏休みの留守家庭児童会室の状況を今、説明をしていただきましたけれども、先ほど事務局から説明があったように、放課後子ども教室モデル事業の実施時期を延期したことによって、夏休みの分の、今も問題になっている、話題になっているところですけども、検証ができていないというあたりのこと、そして、実績の把握が十分できていないということがあるんですけども、ここは皆様、今、いろいろご意見を聞かせていただいたところだと思うのですが、このことについて、事務局の方から何かありますか。

事務局 事務局としましては、放課後子ども教室モデル事業をきっちりとしたいというふうに考えております。来年度も引き続き放課後子ども教室モデル事業を実施して、必要な検証を行いたいということです。委員の皆様には、できましたらそういったことに関して、ご意見がもしございま

したら伺えればというふうに思っております。中口委員からもご意見はいただいておりますけれども、ほかの委員からも、もしございましたら、お願いいたします。

大西会長

ありがとうございました。先ほど言いましたように、遊びの時間帯で、夏休みの熱中症の問題もそうですけれども、今もおっしゃっていただいたように、登下校の安全とかといいますか、熱中症というか、そういうところのことも配慮しなきゃいけないというようなことが出てきているわけですが、ちょっと、そのあたりで、どうしていいか考えないといけないんですが、1つには、夏はやっぱり、このアンケートにもありましたように、留守家庭児童会室の利用についてのアンケートの中でも、夏休みの実施をという意見がたくさん出てきているところで、今回の地震等で、それが実施できていないところを委員の皆さんにもちょっとお考えいただいて、来年度これをどうしていくかということ、ちょっとご意見をいただければと思うんですけれども。子どもの安全が担保できなければ、これは実施するべきではないというのは、委員の皆さん、多分、皆さんそう思っただらっしゃると思うんですけれども。この夏休み中の放課後子ども教室をどうするかということ、そして、保護者の方のニーズに対応するというところで考えていくと、どういう形での実施があるのかなとかいうようなことはあると思うんですけど。ちょっと考えてしまいますね。

蔦田委員

子どもは安全がともかく第一だと思うんですが、天気予報で、朝見て、その日熱中症指数が高そうだったら、今日は開催しませんというふうに条件をつけるとか、でもそれって、予報ですからね。

椀山委員

そうなんです。学校でも、夏にすごく悩ましかったのは、朝も絶対、今日は35度を超えとかということだったら、今日はやりませんということが言えるんですけれども、ただ、それはわからないし、学校に来て、通知などでは熱中症指数が31度を超えたり、気温が35度を超えたら活動を中止しなさいだったんだけど、30分、40分かけて学校に来ている子どもたちに、今、35度を超えたから、もう終わりにするから帰らなさいということはできないんです。だったら、初めからやりませんと言うほうが、子どもたちにとっても安全なのかなということを考えました。来て、何もしないでということは、難しいなということと、ただ、その行き帰りもほんとうに、この夏休みの頭は8時半、10時半、12時半、この3つの時間帯を考えていたんですけれども、とても12時半に子どもを帰すというのは無理だなというふうに考えたんです。ただ、もう10時半の時点でかなり気温が高くなっていて、活動するのはかなり難しいなという判断があって、たくさんの学校で水泳教室はやめようかということが今年の夏休みにあったんですけれども、やった学校、その後ちょっと気温が下がったところでやった学校もあるんですけれども、気温の高かった日には、水泳教室そのものをやめた学校が多かった

んです。本校でも、初め何回かやったんですけれども、ちょっと、子どもの安全を確保できないなと思ったので、中止にしたんです。そういうことが学校のほうでもあったので、今後、夏休みの活動を計画される際に、多分朝の8時半から来ることって、まずないと思うんです。この放課後事業が。スタートが9時か10時かになると、その時点からかなり暑くて、子どもたちの行き帰りもどのように安全確保するか、それは先ほど言ったように、来るのは自由ということであれば、保護者に委ねて、来るか来ないかということは、委ねてもいいのかもしれないんですけれども、来た子を帰す以上、やっぱり帰りの安全は考えないといけないのかなと思いますし、悩ましいなど。特に、7月の夏休みの始まりにかなり気温が高いなというふうにもなってくるし、今年のような気温、気候であれば厳しいなという感じがします。

大西会長 困りますね。実際はできていないので、やはり検証するという必要かなというふうには思うんです。ただ、今年のような天候でありますと、やっぱり子どもの安全、これを一番に考えないといけないことですから、どうしても無理だろうなど。そういうところと、実施時間としては、夏休みというのは、どういう形になるんでしょうか。

事務局 今年も、夏休みは半日しか考えていなくて、午前中か午後かどうかです。だから、どちらか1つしか考えていないんですけど。

大西会長 どちらかにすると、一番暑いときに登下校しないといけない。

事務局 確かに、留守家庭児童会室は朝早い時間で、夜遅い時間なので、大丈夫なんですけど。登下校のことですよ。

大西会長 そうですね。お弁当も。

事務局 暑いので、お弁当持ちはちょっと危ないなと思っていたので、午前中と午後、どちらかだと思っていたんです。暑かったら、もうお部屋遊びしかないなど。クーラーのきいたお部屋遊びというふうには考えていたんですけれども、登下校のことはどうしましょうか、確かに。やっぱり、その日、その日で判断するしかないかなというふうには思いますけど。

大西会長 そうですね。変な話ですけど、一応モデル事業として、夏に一度やってみようということですので、一度計画をして、非常に気温が高いといったときには、やっぱり即判断して中止ということでの対応がきちっととれるという条件で、一度計画してやってみるということも、モデルとしていいんじゃないかなとは思いますが。そうしないとわからないですよ。

薦田委員 その条件に合わない気候のときが、どのぐらいあったかというのも、モデルですね。

事務局 それはそうですね。

代田委員 中止の基準と、いつの時点で判断をするのか、その中止の周知。

中口委員 天候のことやから、難しいですよ。暑いからきょうはやめますと

言った途端、雨が降って涼しかったとか。

荒木委員 あと、個人の体調にもよりますから、体力にもよるし。

代田委員 命にかかわる危険な暑さ、不要不急の外出はお控えくださいというのが出るわけじゃないから。

荒木委員 「おまえは元気やから行ってきなさい」とか言うわけにはいけないので。

事務局 今言っていたように、中止の基準とか、周知のやり方については、事務局のほうで検討させていただきます。

大西会長 一応、そういうことで、モデルということで、実施という方向でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

葛田委員 その登下校ということでの危機管理、危機意識というのは十分にしていましようということで、今、確認できたと思うんですけど、例えば、外で遊べない、室内で遊ばなければならない場合、これまた室内で遊ぶのも技術がいるんです。室内で遊ぶのは、外よりまだ、さらに、私は技術がいるのではないかと思っています。ぜひ、室内での遊びも豊かなものにしていけるようになったらいいかなというふうには思います。

大西会長 ありがとうございます。僕らが提供するものは、子どもが豊かになっていくということを基本に考えたらいいですね。やっぱり、かなり指導する側のノウハウも、きちっと業者のほうに言うていかないかなのかなというようなことですね。だから、そういう遊びのノウハウを、やっぱりきちっと蓄積してから、プランニングをしていただきたいということです。

事務局 ちょっと、業者とその話をしておきます。

大西会長 ありがとうございます。そういうことで、次年度実施ということにさせていただきますと思います。

次に、留守家庭児童会室の目標事業量の説明というのがありましたけれども、現段階としては具体的な数値をこれから設定していくということでもよろしいでしょうか。

事務局 はい、そういうことでございます。

大西会長 それでは、既存の事業との関係について、それぞれの課題が、先ほども説明の中でありました。児童と保護者のニーズがどこにあるのか、どのような方法で行うのかと、児童の放課後対策としてふさわしいのかと、もちろん平日の放課後も、土曜日も、それから三季休業期も子ども教室が開催されていて、子どもたちがいつでも行けるというのが一番ということになるんでしょうが、この点について何かご意見というのはございますでしょうか。

なかなか、業者のほうも厳しいですか。どうでしょう。今回、1者だ

けでしたけれども、そこに次の実施のときもやっていただくのでしょうか。

事務局　そうですね。同じ業者にやっていただいて検証したいなというふうには思っているんですけども。

大西会長　ちょっと、この予算のことは、どうかなと思うんですけど。

事務局　そうですね、ちょっとまだ。来年、やりたいと事務局が思っているだけであって、予算がございまして、その予算についても、もちろん市議会を通らないといけないということがありますので、もし、予算が通らなかったらできないということにはなります。ただ、同じ業者で、同じ学校で検証したいというものでございまして、延長契約というのか、そういう形でやりたいなというふうには思っています。

大西会長　何かその辺のあたりのところで、ご意見というのがありますか。

葛田委員　予算の関係で、毎年の随意契約になっているんですか。

事務局　随意契約という形ではなく、今やっている契約の延長といいますか、変更契約という形にしたいと思っております、年度をまたぎますので、議会を通さないと来年の予算をとれないという形にはなっております。随意契約という形ではないんですけど、同じ業者で考えています。

葛田委員　予算がとれなければ、なくなるということ。非常に不安定ですね。

事務局　今日、審議会ですらそういったご意見をいただきましたので、庁内的にできるだけ共有化を図っていきたいというふうには思っています。

葛田委員　全力を挙げて獲得するという決意と思っていればいいですよ。よろしく願いいたします。

荒木委員　業者側の問題で断られるということはないですか。

事務局　それは、多分ないと思います。

荒木委員　例えば、今、4校モデル校をしているけど、一気に広げたいとなったときに、職員の確保ができないとかということ。

事務局　おそらく大丈夫だと思います。

大西会長　確約いただけないんですよ。なかなか、その辺も難しいですね。

とにかく、モデル事業としてはちゃんとやっていってもらいたいと思いますので、まずは放課後子ども教室モデル事業の進捗、これからの状況を見て、今後しっかりと対応のほうを考えていかないといけないかなというふうに思います。そういうことでよろしゅうございましてか。

(「はい」の声あり)

大西会長　一応、この議案として2番目に上がっております、児童の放課後対策に関する基本計画、これからは名称を、すみません、僕がいないことを言ったという感じなんですけれども、「児童の放課後を豊かにする基本計画」に名称を変更することについて、事務局からの説明があったということで、先に進めさせていただきたいと思いますが、よろしいで

すか。

(「はい」の声あり)

大西会長　　ご異議なしということで、無事承認されたということにさせていただきます。

ほかに、「その他」ということで、何かございますか。

事務局　　次回の審議会では、基本計画の骨子をお示しできるようにしたいというふうに考えております。

大西会長　　ありがとうございます。

それでは次回ということで、封筒がありますけど、これですか。

事務局　　そうです。皆様に調整いただきまして、この最後の参考資料 13 のスケジュールとは異なりますが、12月4日の15時半からということで、させていただきますと思っています。よろしくをお願いします。

大西会長　　では、委員の皆さんにご予定いただければというように思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

基本計画の骨子が示されるということですので、またそのときに活発なご意見等をいただければというように思います。

一応、案件とその他も入れまして、以上ということになります。本日の予定していた分は、全部終了ということになります。

委員の皆様で、何かほかにもございますか。

事務局　　後日また、こちらから会議録の確認をお願いいたしますので、お忙しいところ申しわけございませんけれども、どうぞご協力をお願いいたします。

大西会長　　委員の皆様、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

大西会長　　ということで、第7回児童の放課後対策審議会をこれで終了したいと思えます。

どうも、いろいろとご審議いただきまして、ありがとうございました。